

J R 東海労働関西地「発」第 1 4 号  
2 0 2 1 年 5 月 1 0 日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 定期健康診断に関する申し入れ

2021 年度第 1 回定期健康診断が、鳥飼地区、新大阪地区、京都地区において実施される。

定期健康診断（一般定期健康診断）は、労働安全衛生規則第 44 条に基づき実施される。労働安全衛生規則第 44 条は、事業者は業務に従事する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に医師による健康診断を実施するとなっており、関西新幹線サービックにおいても毎年 5 月に実施されている。

しかし、サービックにおける定期健康診断は自己の時間での受診となっている。労働安全衛生規則では労働時間とするとはなっていないが、福利厚生等の観点から定期健康診断を労働時間とすることを求める。厚生労働省においても、「円滑な受診を考えれば、受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましい」と事業者の努力義務を要請している。

また、定期健康診断の実施期間が、新大阪地区においてはわずか 3 日間と短い設定になっている。最低でも鳥飼地区のように 5 日間は必要である。

よって、下記のとおり申し入れるので誠意ある対応をすること。

### 記

1. 定期健康診断は自己の時間ではなく労働時間とすること。
2. 新大阪地区の実施期間を 5 日間とすること。

以上